平成26年4月30日付け 中央環境審議会会長から環境大臣に対する答申

今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)

平成7年9月20日付け諮問第24号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(諮問)」のうち、1)「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方」の改定について、2)マンガン及びその化合物に係る指針値について、大気・騒音振動部会で検討を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方」の改定について

今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方の改定について、別添1の健康リスク総合専門委員会報告を了承する。

2. マンガン及びその化合物に係る指針値について

マンガン及びその化合物に係る指針値の提案について、別添2の健康リスク総合専門委員会報告を了承する。

これに基づき、マンガン及びその化合物について、別表のとおり指針値を設定することとする。

別表 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (指針値)

マンガン及び無機マンガン化合物

年平均值 0.14 μg Mn/m³ 以下

(注) 指針値との比較評価に当たっては、総粉じん中のマンガン(全マンガン)の 大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。